

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第45号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（平成18年長浜市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1による助産施設入所費用徴収金基準額表による」を「別表により算定する」に改める。

第3条中「別表第2による母子生活支援施設入所費用徴収金基準額表による」を「別表により算定する」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

各月初日の措置児童等の属する世帯等の階層区分			助産施設	母子生活支援施設
階層区分	定義		徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円	1,100円
C	A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも（所得割の額の課税がない世帯）		4,500円	2,200円
D1	A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、そ	9,000円以下	6,600円	3,300円
D2		9,001円から27,000円まで	9,000円	4,500円
D3		27,001円から57,000円まで	13,500円	6,700円

D 4	の市町村 民税所得 割の額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯	57,001円から93,000円まで	18,700円	9,300円
D 5		93,001円から177,300円まで	29,000円	14,500円
D 6		177,301円から258,100円まで	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 41,200円を超 えるときは 41,200円とす る。）	20,600円
D 7		258,101円から348,100円まで	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 54,200円を超 えるときは 54,200円とす る。）	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 27,100円を超 えるときは 27,100円とす る。）
D 8		348,101円から456,100円まで	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 68,700円を超 えるときは 68,700円とす る。）	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 34,300円を超 えるときは 34,300円とす る。）
D		456,101円から583,200円まで	その月のその	その月のその

9			措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 85,000円を超 えるときは 85,000円とす る。）	措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 42,500円を超 えるときは 42,500円とす る。）
D 10		583,201円から704,000円まで	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 102,900 円 を 超えるときは 102,900 円 と する。）	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 51,400円を超 えるときは 51,400円とす る。）
D 11		704,001円から852,000円まで	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 122,500 円 を 超えるときは 122,500 円 と する。）	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 61,200円を超 えるときは 61,200円とす る。）
D 12		852,001円から1,044,000円まで	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 143,800 円 を 超えるときは	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 71,900円を超 えるときは

			143,800 円 と する。)	71,900円とす る。)
D 13		1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 166,600 円 を 超えるときは 166,600 円 と する。)	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 83,300円を超 えるときは 83,300円とす る。)
D 14		1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 191,200 円 を 超えるときは 191,200 円 と する。)	その月のその 措置費児童等 に係る措置費 等の支弁額 （全額徴収。 ただし、その 額が95,600円 を超えると きは95,600円と する。)
D 15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備 考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 所得割の額を算定する場合は、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者			

とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 児童等の属する世帯の階層がB階層と設定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童等、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯 次に掲げる児童等を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による市長が認めた世帯

4 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても助産の実施ができるものとする。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出

	生者等に対し、総額 3, 0 0 0 万円以上の補償金を支払う契約) が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。) が、4 0 4, 0 0 0 円以上であるとき。 (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に B 階層にあっては、2 0 パーセント、C 階層にあっては、3 0 パーセント、D 階層のうち市町村民税所得割の額が 1 9, 0 0 0 円までの場合にあっては、5 0 パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。この場合において、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。